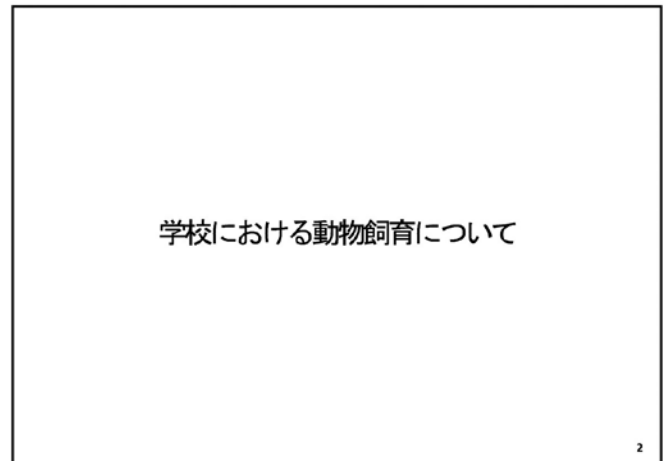
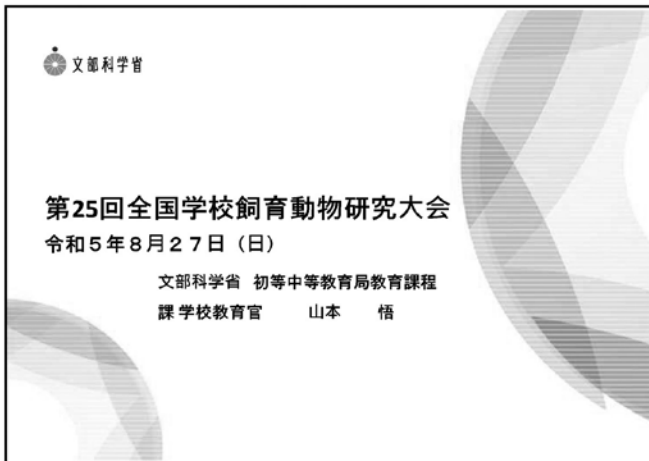




学校における動物飼育について

小学校学習指導要領 第2章
第5節 生活

第2 各学年の目標及び内容
〔第1学年及び第2学年〕

(7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長しているまに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとしている。

3

学校における動物飼育について

小学校学習指導要領解説 生活編(抄) (平成29年7月)

【第3章 第2節 生活科の内容 (7) P45】
どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、各学校が地域や児童の実態に応じて適切なものを取り上げることが大切である。
飼育する動物としては、身近な環境に生息しているもの、児童が安心して関わることができるもの、えさやりや清掃など児童の手で管理ができるもの、動物の成長の様子の特徴が捉えやすいもの、児童の夢が広がり多様な活動が生まれるものなどが考えられる。

(参考) 動物の分類 ※中学校学習指導要領解説 理科編(P78-79)の記述を基に作成
脊椎動物(魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類)
無脊椎動物(節足動物(昆虫類、甲殻類など)、軟体動物(貝、イカなど)等)

(参考) ※小学校学習指導要領解説 理科編第3章第1節B生命・地球
(1) 身の回りの生物 (P40)より抜粋
「動物についても、アリやカエルなどの様々な種類の動物を観察し、同様に比較する。」

4

学校における動物飼育について

継続的な飼育・栽培を行うことの意義

(解説P43) 第3章 生活科の内容 (7)
・ 長期にわたる飼育・栽培の過程では、自ら関わっていくことで、児童の感性が磨かれるような場面が数多く生まれてくる。しかし、児童を取り巻く自然環境や社会環境の変化によって、日常生活の中で自然や生命と触れ合い、関わり合う機会は乏しくなっている。このような現状を踏まえ、生き物への親しみをもち、生命の尊さを実感するために、継続的な飼育・栽培を行うことには大きな意義がある。

(解説P57) 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い
・ 2学年間にわたっての継続的な飼育・栽培を行うことが特に強調されたのは、前回の改訂からである。これは、自然現象に接する機会が乏しくなっていることや生命の尊さを実感する体験が少なくなっているという児童の置かれた現状を踏まえたものであるが、今回の改訂においても、引き続き充実を図ることが必要である。
・ 児童は、長期にわたる飼育・栽培を行うことで、成長や変化、生命の尊さや育て方など様々なことに気付き、親身になって世話ができるようになるのである。

(H元解説)
・ 「自然離れ」の現象が年々強まっている
・ 生活科においては、動植物を育てて楽しみ、自分の生活を充実させていくことが大切なねらい

(H20答申)
・ 生命の尊さや自然現象について体験的に学習することを重視すること

(H20解説・改善の具体的事項)
・ 自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に対応する

5

学校における動物飼育について

飼育活動の変遷

(H元解説・第1学年内容(5)P27)
・ どのような動物を飼育し、(中略)各学校が地域の実態に応じて、児童の身近にあるものの中から適切なものを取り上げることが大切である。
(H元解説・第2学年内容(5)P37)
・ 飼育する動物については、児童が容易に飼育できるような丈夫で成長や動きが観察できるものが望ましい児童に危害を加えたり、衛生上の問題の起きやすいことが想定できるものは避けることが必要である。

(H11解説・内容(7)P37)
・ どのような動物や植物を育てるかは、各学校が地域や児童の実態に応じて、児童の身近にあり、継続的に世話することができるものの中から、適切なものを取り上げることが大切である。

(H20解説P35・内容(7)P37)
・ どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、各学校が地域や児童の実態に応じて適切なものを取り上げることが大切である。飼育する動物としては、身近な環境に生息しているもの、児童が安心してかかわることができるもの、えさやりや清掃など児童の手で管理ができるもの、動物の成長の様子や特徴が捉えやすいもの、児童の夢が広がり多様な活動が生まれるもの、などが考えられる。(H29解説も同様)

6

学校における動物飼育について	
小学校学習指導要領解説 生活編（抄）（平成29年7月） 【第3章 第2節 生活科の内容⑦ P46】	
(H20解説P35・内容⑦P37) 動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、専門的な知識をもった地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要がある。休日や長期休業中の世話なども組織的に行い、児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組が期待される。また、地域の自然環境や生態系の破壊につながらないように、外来生物等の取扱いには十分配慮しなければならない。 活動の前後には、必ず手洗いをする習慣を付け、感染症などの病気の予防に努めることも大切である。児童のアレルギーなどについても、事前に保護者に尋ねるなどして十分な対応を考えておく必要がある。	- 管理や繁殖、施設や環境などについて配慮 - 地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携 - 休日や長期休業中の世話 - 児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組 - 外来生物等の取扱いには十分配慮 - 感染症などの病気の予防に努める - 児童のアレルギー
	7

学校における動物飼育について	
「学校における望ましい動物飼育のあり方」 (文部科学省委嘱研究 日本初等理科教育研究会) 抜粋	
第2章 学校における望ましい動物飼育 第1節 動物飼育にあたって 学校における望ましい動物飼育を行うにあたっては、必要かつ十分な条件を整えることが大切である。また、条件整備を行うこと自体も動物飼育の大切な内容でもある。 動物飼育のわらいの実現には、まず学校で動物を飼育する意義や目的について、教科や特別活動等における位置づけや指導の基本との間で明確にし、飼育に対する考え方をしっかりと持たなければならない。次に、それを保護者や学校の近隣及び地域の人々に説明し、理解や支援を得るようにする。飼育活動にこれらの人々の意見を反映させることも考えられる。動物飼育にあたっては、何よりもこうした取り組みが必要である。そして、これを毎年確認し合い、常に新たな気持ちで飼育を続けることが大切である。	
2 何を飼育するか 適切な飼育のためには学校や地域の寒暑に即した動物を選ぶことが望ましい。学校の規模、施設、教職員等、自校の実態を考慮する。また、地域の気候や環境などにも配慮する必要がある。あまり特殊であったり、手間がかかりすぎる動物は飼わないことが望ましい。また、地域でよく飼われている動物は、学校で飼育するにあたっての支援者や協力者等も得られやすい。	
	8

学校における動物飼育について	
第3節 動物飼育のためのネットワークづくり	
① 学校 学校は、動物を飼育する目的や意義、動物飼育に対する考え方を明らかにし、保護者や地域の住民に説明できるようにする。その際、学校の規模、条件、教職員、施設、予算等についての実態を踏まえ、個々の（目的、意義）、どのような動物（種類）、を、どの位（数）、どのように（飼育方法、経費、教育課程上の位置付け等）飼育するかについてを明確にする。 また、飼育にあたって、どのような課題があるのかも明らかに示すことが大切である。必要に応じてPTAを含めたボランティアを募るなどとともに、地域の獣医師の協力を得るようにする。学校飼育動物の意義、日曜日や祝日、長期休業日、災害時の対応、関係者の連携のあり方などの課題について、教職員、獣医師、PTA、地域ボランティア等を含めて検討会や学習会を開くようにすることが望まれる。	
② 自治体 学校飼育動物についての実態を把握するとともに、学校飼育動物に関する学校や地域の実情に即した方策を明らかにするとともに、学校と獣医師との緊密な連携体制を構築することや必要な予算措置をすることが望まれる。また、学校と獣医師、地域ボランティア等の連携を密にするためのネットワークづくりを支援することが望まれる。	
③ 獣医師会 地域の獣医師会や獣医師は連絡網などを作成し、これを学校や教育委員会に提示して、常時緊密な連携、対応が図れるようにすることが望まれる。また、飼育動物に疾病の疑いやケガが生じたりした場合、速やかにこれに対応するとともに、定期的な巡回指導などが行われるようにするなど、予防医学に力を入れることも大切である。	
④ 地域ボランティア 地域ボランティアに対しては、連携を緊密にし、土曜日・日曜日や祝日、長期休業日、災害時などについて、必要な協力を求めることが考えられる。	9

学校における動物飼育について	
動物愛護の観点	
○動物の愛護及び管理に関する法律	
<基本原則> すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の盲性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。※対象となる動物：哺乳類、鳥類、爬虫類	
・家庭動物 家庭や学校などで飼われている動物	
・展示動物 展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど）	
・産業動物 牛や鶏など産業利用のために飼われている動物	
・実験動物 科学的目的のために研究施設などで飼われている動物	
動物愛護管理法では、動物の適正な飼養及び管理を確保するため動物の所有者又は占有者の責務等を定め、さらに、環境大臣は動物の飼養保管に関しるべき基準を定めることができることとされています。同法に基づき、以下の基準が定められています。	
	10

学校における動物飼育について	
○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 平成14年環境省告示第37号 最終改正：令和4年環境省告示第54号	
第1 一般原則 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。	
第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるよう努めること。	
2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類及び数を適正すること。	
3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。	
4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に目覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。	
5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。	
6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。	
7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。	
	11

学校における動物飼育について	
衛生管理の観点	
○飼養衛生管理基準（農林水産省） 家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要である。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけている。	
・飼養衛生管理基準の遵守が必要となる動物の種類（下線は家きん） 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちよう、ほろほろ鳥	
○毎年、飼養羽数及び飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告すること。 ○飼養場所ごとに飼養衛生管理に係る具体的な手順を記載した飼養衛生管理マニュアルを作成すること。	
※各都道府県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所）と連携し、高病原性鳥インフルエンザ等の発生防止に万全を期すことが求められる。	
〔参考〕 「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」 令和3年2月26日付農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、令和3年3月1日付文部科学省事務連絡 「学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について」 平成24年9月18日農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、平成24年9月21日付教育課程課長通知	
	12

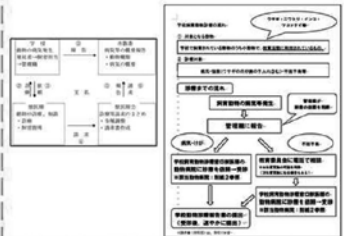
各都道府県・指定都市等の取組事例

13

主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組

A市の取組

市が獣医師会と委託契約を締結し連携することにより、学校で飼育される動物の診察、飼育指導及び飼育相談等を行い、各学校が適切な動物飼育ができるようにした。その際の診察費等は、学校が負担することなく市が獣医師会に支払う。なお、協力体制や事務上の手続きをフローチャートで示すことで、スムーズに連携を図ることができた。



B県の取組

県獣医師会との連携した「モルモットのホスティング飼育」

- ・獣医師会が学校にモルモットと飼育設備一式を一定期間貸し出す。
- ・長期休暇中（夏休み・冬休み）は、獣医師が預かることも可能。
- ・けがや病気の場合は獣医師が引き取り、無料で治療を行う。

C市の取組

本市では、獣医師会と契約し、ウサギやモルモットなどの飼育動物について、学校が要望する日に獣医師が健康診断（年1回）を行う。さらに、リクエストすれば、その際に、生物の管理の在り方等、生活科の学習内容にも関連付けた話を子供たちにってもらうこともできる。診療についても、3万円以下の場合は学校負担なく、必要な時に行うことができる。これらのことについて、対応フローを学校に示し、担当者が速やかに行えるように配慮している。

14

主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組

D県の取組

- 動物飼育相談体制の構築

学校が必要に応じて動物飼育に関して獣医師に電話で相談し、または獣医師による訪問指導が受けられるよう体制を整備している。訪問指導に係る謝金及び旅費については、県が負担している。内容に応じて電話相談と訪問指導の両方を効果的に活用している学校がある。相談体制について、さらに周知を徹底する必要がある。

＜電話相談＞

 - ・適切な飼育場所の整備や在り方、動物の病気予防や児童のアレルギー対策、地域や保護者に対する動物飼育の理解促進
 - ・動物の健康診断、飼育環境（施設の整備、世話の仕方等）
- 動物飼育促進のための管理職研修

市町村（政令市を除く）立小の新任教頭研修において、動物飼育の教育的意義や衛生管理の方法等について理解を深めるために獣医師を講師とした研修を実施している。

＜研修内容＞

 - ・動物飼育の教育的意義、衛生管理の在り方、飼育改善のための具体的方策、疾病等への対応

E県の取組

- 「モルモット飼育モデル校」を募集して、獣医師会が飼育支援を行っている。
- 獣医師が学校に出向き、教師や児童に飼育動物に関する話をしたり、長期休みの持ち帰りをする場合は保護者等への説明会を行ったり、飼育動物が亡くなった場合は原因の説明や「哀の授業」を行ったしている。
- 獣医師会や動物病院が出前授業、飼育相談、診療、治療などについて、無料で支援する体制を作っている。
- 年に2回、学識経験者や獣医師団体、関係行政団体等が集まり、県動物愛護管理推進協議会を開催し、動物愛護管理推進の充実について話し合っている。

15

主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組

F市の取組

- 学校飼育動物診療・治療

獣医師会と連携を回り、学校で飼育している動物について、診療・治療が必要な場合には、その治療費を市で負担している。学校飼育動物診療協力病院として、市内にある動物病院と連携を回っている。
- 学校飼育動物巡回診療治療

学校での適切な飼育活動を推進するため、獣医師による巡回診療治療を実施している。巡回の際には、教育委員会の指導主事も随行することで、各学校の飼育の状況と課題を把握している。巡回は年1回に実施しており、診療治療と同時に、獣医師より飼育についてのアドバイスをいただいている。
- 学校飼育動物Q & A

学校における動物飼育の意義や動物の飼育方法についてまとめた資料を作成し配布している。〇〇市獣医師会と連携して作成した。



G市の取組

- 市飼育動物介在教育推進協議会の設置

教育委員会、小学校長会及び獣医師会の連携を回り、飼育者としての動物飼育をサポートするシステムの構築や飼育動物介在教育に関する事業について協議を実施している。
- 獣医師会診療委託

学校で飼育しているウサギやモルモットなどの動物の疾病やけがおよび手術等について、獣医師会に委託し、どの学校の動物の診療も、学校は無料で受診できるようにする。
- 学校飼育動物定期健康診断事業

学校で飼育しているウサギの健康診断および飼育指導を担当獣医師の医院にて、年間70校程度実施している。

16

主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組

H市の取組

- 獣医師会との連携（飼育動物のふれあい教室）

毎年、各小学校に希望を募り、市の獣医師会から獣医師とスタッフが学校を訪問。生活科の一端として、小動物とのふれあい、お世話を学ぶ機会をもっている。児童は実際に小動物を抱っこし重さや温かさを感じたり、聴診器で心音を聴いたり、生命を大切に育てようとすることができる。



I県の取組

- 県動物指導センターの取組

・動物飼育委員の児童等を対象に、動物飼育上の基本、動物種類の特徴、飼育上の注意点等の講話や健康診断法、心臓聴診などの実習を行っている。

・担当教師を対象に、動物を取り扱う上で必要な基本的知識（動物種類の特徴、ウサギ、ニワトリ、モルモット等の取り扱い方等）を習得するための研修会を実施。



J県の取組

- 県立〇〇動物園では、教育普及活動として、「なかよし教室」「教育施設対象移動動物園」の取組を行っている。
- 「なかよし教室」は、動物園内で、モルモットなどの小動物と触れ合い、接し方や飼育方法について楽しみながら学ぶことができる。
- 「教育施設対象移動動物園」は、飼育員が小学校を訪問し、動物や標本などを利用した実物教育を行う。様々な動物の写真と人工飼育用のセットを用いて、動物の赤ちゃんについて学んだり、聴診器を使ってウサギの心音を確認したり、動物の体の仕組みについて学ぶことができる。事前に飼育員と詳細な打合せを行うことで、授業のねらいを共有したうえで、体験活動を実施することができる。

K市の取組

- 市立〇〇動物園では、県営付モルモット貸出事業を実施している。学校は、動物園から3匹のモルモットと飼育ケージを借用し2ヶ月半の間、教室内で飼育した。なお、土日の世話は希望する家庭にホームステイした。

17

主に管理や繁殖、施設や環境に関する取組

L県の取組

- 学校飼育動物推進校の指定

獣医師会との効果的な連携の在り方について検討し、実践している。各推進校での成果をHPで発信し、普及・啓発している。

【実践例】

 - ・飼育動物の衛生管理を適正に行っていくに当たって、学校担当獣医師から飼育動物の健康診断や飼育環境についての指導、助言等の支援を受けた。
 - ・生活科における継続的な動物飼育に係る指導方法を開発する等、生命の尊厳を理解させ、動物愛護の心を培う体験活動に取り組んだ。体験活動の実施に当たっては、学校担当獣医師から支援を受けた。
 - ・動物の適正な飼育や動物愛護の心を培う体験活動の実施に向け、研修会を行った。その際、学校担当獣医師から、動物飼育に関する専門的な内容について指導を受けた。
 - ・飼育動物が死亡した際、児童に生命の尊厳を伝える取組を実施した。また、学校担当獣医師から、遺体の検案、埋葬場所の準備、埋葬の処理などについて支援を受けた。

M県の取組

- 小動物飼育指導担当教員研修の実施

【対象】

 - ・県内の小学校及び義務教育学校の教員で、研修を希望する者

【内容】

ア 講話

 - ・小学校における小動物の飼育方法
 - ・学校と獣医師との連携の在り方
 - ・小動物の飼育を通じた心の教育

イ 実地研修

 - ・小動物とのふれあい方に関する体験

■ 獣医師会による研修の実施

【対象】

 - ・希望する小学校及び義務教育学校

【研修内容】※以下ア、イ、ウから選択

ア 出前授業（生活科等の授業における小動物とのふれあい教室）

イ 訪問指導（昼休みや委員会活動における飼育方法や飼育小屋の環境改善に関する指導等）

ウ 教員への研修（学校で飼育している小動物に合わせた飼育方法等に関する研修）

18

主に休日や長期休業中の世話に関する取組

N県の取組

- 学校として飼育する動物について、管理職等を含めた「飼育チーム」体制をつくった。
 - ・校長と低学年部が飼育方針（飼育に係る経費の検討を含む）を定め、学校全体で共通理解する。また、週休日、長期休業中の飼育動物の管理についての方針を定める。
 - ・教頭は低学年部の飼育の状況を確認しながら、獣医師など外部の専門家や地域住民との協力体制をつくる。また、動物の飼育に適した環境を整える。
 - ・低学年部は獣医相談と連携し、児童の動物アレルギーの状況について確認する。
 - ・低学年部は飼育方針に基づき、組織的・計画的な飼育活動を行う。
 - ・学校で動物を飼育することの意義や方法等について、保護者に周知する。

19

主に休日や長期休業中の世話に関する取組

O校の取組

（教職員の負担軽減）

地域の方に、毎朝の飼育小屋の清掃や当番児童との飼育活動をボランティアとして依頼した。また、土日の世話は、親子ボランティアを募って組織し、保護者と児童が協力して世話をした。長期休業中の小動物はホームステイにした。生き物の飼育をしていない家庭からは喜ばれた。

Q県の取組

飼育するためには、組織的な取組が有効である。県では、コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、社会総がかりで子どもの学びや育ちを支援する地域と連携した教育の充実を図っている。そこで、学校支援として、地域の方に学校飼育動物の世話についても協力をお願いすることがある。特に、休日や長期休業中の世話について連携を図ることがある。

P県の取組

地域の方の協力で飼育小屋が建てられ、地域との良好なつながりを保ちつつ、現在も飼育が続けられている。今後は、地域学校協働本部等のコーディネート機能を活用し、地域の方に飼育小屋の清掃等にボランティアとして参加いただく、獣医師会と連携を図る等の持続可能な工夫が必要であり、必要に応じて指導助言を行いたいと考えている。

R県の取組

- 飼育することで、どういった資質・能力の育成が期待できるのかを明確にしたうえで、地域と保護者の理解を得ることが前提。安全面の確保、休日の当番の負担等を十分に配慮する。
- 担任の責任だけでなく、学校として支えていく。地域の方々への理解を仰ぐためには、校長から地域の方へ説明することや地域へのお誘いそのものを児童の学習活動にすることが考えられる。

20